

国民年金の加入手続きをされた方へ

1. 国民年金保険料は、月額16,980円（令和6年度）です。

手続き後、1か月ほどで納付書が日本年金機構からご自宅に郵送されます。納付期限までに銀行や郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア、電子納付（Pay-easy）、スマートフォンアプリなどで納付してください。なお、急いで納付したい場合や、前納（まとめて前払い）したい場合は、藤沢年金事務所へご連絡ください。

〔付加保険料〕

定額の保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めることで、将来、老齢基礎年金を受け取るときに、200円×納付月数分の金額（年額）が上乗せされて支給されます。

付加保険料はお申込みが必要です。なお、国民年金基金に加入している場合は、付加保険料をプラスすることはできません。

2. 保険料の納付には口座振替やクレジットカード納付が便利です。

口座振替やクレジットカード納付はお申込みが必要です。申込用紙は保険年金課や各支所、藤沢年金事務所にあります。申込用紙に必要事項を記入し、日本年金機構へ郵送してください。口座振替の場合は、引き落とし口座のある金融機関の窓口にも提出することも可能です（預金通帳と届出印、年金手帳または基礎年金番号通知書を持参のこと）。なお、お申込み後、日本年金機構から引き落とし開始月の通知がありますので、それまでの月分は納付書で納付してください。

3. 国民年金保険料の前納（まとめて前払い）がお得です。

保険料を前納（まとめて前払い）することで、割引を受けることができます。

（令和6年度）

| 納付方法 | 1か月 | 6か月前納 | | 1年前納 | | 2年前納 | |
|------------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|---------|
| | | 前納額 | 割引額 | 前納額 | 割引額 | 前納額 | 割引額 |
| 現金納付 | 16,980円 | 101,050円 | 830円 | 200,140円 | 3,620円 | 398,590円 | 15,290円 |
| 口座振替 | 16,980円 | 100,720円 | 1,160円 | 199,490円 | 4,270円 | 397,290円 | 16,590円 |
| クレジットカード納付 | 16,980円 | 101,050円 | 830円 | 200,140円 | 3,620円 | 398,590円 | 15,290円 |

- 年度の途中（現金納付は任意の月、口座振替・クレジットカード納付は申込月の翌月以降の振替（立替）開始月）から当年度末または翌年度末までの保険料をまとめて前納することができます。月数に応じて割引額は増減します。また、現金納付の場合は、任意の月数分の保険料をまとめて払い（割引なし）することも可能です。ご希望の場合は、保険年金課や藤沢年金事務所でも手続き可能です。
- 口座振替には「早割」（当月分の保険料を当月末に引落とすことで60円割引）もあります。

4. 保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度があります。

所得の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等で保険料の納付が困難なときは、保険料の納付が免除される制度があります。次の①～③のいずれの場合も原則、毎年申請が必要です。また、いずれの場合も該当月から10年以内であれば納付（追納）が可能です。（経過年数に応じて加算額が上乘せされます。）

申請は、保険年金課や藤沢年金事務所で受け付けています。手続きに必要なもの等についてはお問い合わせください。

① 免除制度

前年の本人、配偶者及び世帯主の所得が一定の基準額以下であれば、保険料の全額または一部が免除されます。失業の場合は、雇用保険の「離職票」や「受給資格者証」などの書類が必要です。免除が承認された場合は、将来受け取る老齢基礎年金の額を計算する際に、一定の割合で年金額に反映されます。

② 納付猶予制度（50歳未満の方のみ）

前年の本人及び配偶者の所得が一定の基準額以下であれば、納付が猶予されます。失業の場合は、雇用保険の「離職票」や「受給資格者証」などの書類が必要です。納付猶予の場合は、将来受け取る老齢基礎年金の額には反映されませんが、年金の受給資格を得るために必要な期間には算入されます。

③ 学生納付特例制度

学生であり、前年の所得が一定の基準額以下であれば、納付が猶予されます。申請には学生証等が必要です。納付猶予制度と同様に、将来受け取る老齢基礎年金の額には反映されませんが、年金の受給資格を得るために必要な期間には算入されます。

国民年金第1号被保険者の方が出産したとき、出産前後の保険料が免除される制度が、平成31年4月1日から始まりました。免除された期間は保険料を納付したのものとして、将来の受給額に反映されます。対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間で、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産された方（妊娠85日以上の出産で、死産・流産・早産を含む）や6か月以内に出産予定の方は、マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書と母子健康手帳を持参のうえ、保険年金課や各支所へ届け出をしてください。

会社等に勤めて厚生年金に加入したら・・・届出は不要です。
会社等が厚生年金加入の手続きを行うため自動的に国民年金を喪失します。

配偶者の扶養に入ったら・・・

国民年金第3号被保険者になる手続きは配偶者の勤務先を経由して行います。

海外に転出されるときは・・・
国民年金の脱退、または任意加入の手続きが必要です。保険年金課や各支所（脱退のみ）、藤沢年金事務所にて、いずれかの手続きをお願いいたします。

受給額を増やしたい場合（満額に達している方は除く）や受給資格期間が足りない場合は、60歳以降も任意で加入することができます。手続きは60歳の誕生日の前日以降に可能です。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先・・・鎌倉市 保険年金課 年金担当（1階9番窓口）
電話 0467-61-3963（直通）
年金事務所連絡先・・・日本年金機構 藤沢年金事務所
電話 0466-50-1151（代表）